

関原支部が今秋2回目のインボイス学習会を開催

学ぶほど疑問や懸念の声多く

関原支部は11月15日夜、9月に続き今秋2回目となる「インボイス対策学習会」を開催しました。

前回の学習会では、インボイス制度を理解するための基本となる消費税納税と仕入税額控除のしくみについて学びました。今回は制度の内容と問題点などを学びました。

インボイス制度が実施された場合、免税事業者と課税事業者（本則課税事業者）の間の取引に大きな問題が発生します。免税事業者はインボイスを発行することができないため、課税事業者は消費税の仕入税額控除が引きなくなります。よって、①課税事業者が消費税を負担するのか、②免税事業者がインボイス発行事業者（＝課税事業者）になるのか、③仕入税額控除できない分を免税事業者が値引きするのか、④課税事業者は免税事業者との取引を終わらせるのか、いずれかの選択を迫られます。

会では、外注先の免税事業者への対応を懸念する声がありました。他支部の課税事業者の会員から先日寄せられた「仕入先の免税事業者に、課税事業者になってインボイスを行してほしいなどと、とても言えない。自分が仕入税額控除できない分を負担するしかないと」の悲痛な声を紹介し、インボイス制度は中小・個人事業者には中小・個人事業者に負担を押し付けること、「だから民商はインボイス導入に反対している」と改めて共通の認識としました。

免税事業者はインボイス発行事業者になると、課税事業者が制度導入に合わせてインボイス発行事業者（＝課税事業者）になる場合、いつから消費税の納税義務が発生するのでしょうか。

関原支部は今後も学習会を行う予定です。次回はインボイスへの対応を具体的に学びます。

インボイスは制度そのものが大問題であり、経過措置も一時的なものに過ぎません。しかし、課税事業者が経過措置を利用し、仕入税額控除不可となる分を免税事業者が全額負担することになったとしても、インボイス発行事業者によるより負担が少なくなる場合もあります。取引先から経過措置に関して相談された場合は、民商にご連絡ください。



長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2022年12月5日
第2127号
新型コロナの影響による
国保料減免、納税緩和、
インボイス制度への対応

民商に相談を



年末調整相談会／予約制

長岡民商では、左記の日時にて年末調整相談会を行います。今回の相談会は、年内に従業員や専従者給与を確定できる事業所が対象となります。該当する事業所は、電話等で日時をご予約のうえ、長岡民商事務所にお越しください。

12月6日(火)10時～12時、13時半～16時

年10月からの3年間は80パーセントの、2026年10月からの3年間は50パーセントの仕入れ税額控除を可とする「経過措置」に話が及ぶと、「具体的には、どのように適用されるのか」と疑問の声が上がりました。イ

必要なもの
会場
電卓、賃金台帳
筆記用具、年末調整書類一式、